

# ストップ！ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(5)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 斎田朋雄 事務局長 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

## 裁 判 傍 聽 の お 願 い

第6回口頭弁論は2月10日(金)午後1時30分より前橋地方裁判所大法廷で開催されます。家族知人友人に傍聴を呼びかけて応援に駆けつけてください。口頭弁論終了後、弁護士会館にて報告会ならびに勉強会を開催します。次回は5月12日(金)1時30分からです。一人でも多くの人に呼びかけて傍聴席をいっぱいにしましょう。群馬の活動が低迷気味なので、元気に頑張れるよう、ご協力ください。

### 第5回 裁判の目一ハッ場ダムだけで終わらない問題一

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

『今後、我が国は利根川水系に関しどのような河川整備を行うか』この“国家百年の計”に関する検討がほんの数日（＝数時間）で終わってしまったら…。そんな信じられない状態が進行しています。国土交通省が所管する「社会资本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会」という所で、です。

ハッ場ダムを含むダム計画ができるまでには、本来、まず国が①「河川整備基本方針」（＝河川整備の長期的な目標を定めるもの。ダム名は記載しない。）を策定し、次に②「河川整備計画」（＝今後20～30年間に河川整備の事業計画を定めるもの。ダム名を記載する。）を策定してはじめて、治水面でのダム計画の位置付けができます。

しかしながら、利根川水系においては、上記の河川整備計画はもちろんのこと、河川整備基本方針さえも策定されておらず、厳密に言えばハッ場ダム事業は法律の趣旨を逸脱した状態で進められているのです。そこで、国交省は平成17年10月から上記小委員会において専門家を交えて猛スピードで河川整備基本方針の審議を行っておりますが、これまで1～2時間の会議が4、5回持たれただけ。内容的にも実質的な議論は全くなされていません。

日本の河川行政はどうなってしまうのでしょうか。国民主権の主人公として、我々は監視の目をゆるめてはいけないのでしょう。

以上

### 総会のお知らせ

下記の要領で総会を開催いたします。記録映画「日独裁判官物語」を上映します。皆さんお誘い合わせの上、多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

期日 3月5日(日) 午後1時30分から4時30分

会場 群馬県庁昭和庁舎2階21会議室



ドイツにできること、なぜ日本にはできないのでしょうか？

## 日独 裁判官物語

監督/製作/脚本： 片桐直樹

撮影： 山本駿 音楽： 三木稔 ナレーター： 山本圭

日本とドイツ一戦争、敗戦、焦土からの復興、国際社会における役割、眞面目な国民性。似ているといわれる両国ですが、戦後処理、環境汚染への対応では「ドイツにできたことが、なぜ日本にできないのか」と、言わされてきました。そしていま、「司法のあり方」にもその言葉が向けられたのです。この記録映画『日独裁判官物語』は、日本とドイツの裁判官の日常を比較することによって、現在の日本の司法の問題点－裁判官の市民的権利の問題、司法の行政・立法からの独立など－を的確に浮かび上がらせようとしています。ナチスの非道に司法が荷担したとの反省に立って、じつに率直に自分の言葉で考え方を述べるドイツの裁判官。一方日本の裁判官の口からは、過酷な日々の仕事のこと以外、なかなか本音が聞こえません。

なぜ日本の裁判官は率直に自分の意見をあらわにできないのでしょうか。裁判というものの考え方には違っているのでしょうか。違っているならいつからどんな経緯で違ってきたのでしょうか。そんな疑問をたずさて、カメラはさらに踏み込んでゆきます。

## (会員募集中)

サポーター会員を募集しています。ご協力ください。

こんなに問題の多いダムを、美しい吾妻渓谷につくらせるわけにはいきません。私たちは本体工事を差し止めるために住民訴訟をおこしました。正確にはハツ場ダム負担金差し止め・損害賠償請求訴訟です。裁判は長くかかりそうです。皆さんのご支援なくしては続けられません。多くの住民市民の皆さんにお声をかけて、ひとりでも多く、サポーターの増強にご協力ください。

会 費 1口 1000円（何口でも）

振込先 郵便振替口座 00150-2-356373

加入者名 鈴木 康

連絡・問い合わせ先 〒371-0801 前橋市文京町1-15-10

事務局 鈴木 康

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

メールアドレス yo3@jcom.home.ne.jp



# ハッ場ダム住民訴訟

## 1都5県 FAXニュース

第9号（06年1月1日）

### 東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

謹賀新年 今年もハッ場ダム住民訴訟へのご支援よろしくお願ひいたします。

【千葉の会】11月8日第4回裁判は事前協議でHP掲載等の話の後、ほぼ満席の中、被告側弁護士の要旨説明から始まった。国の事業なので本来争うことはできないのに住民訴訟の名を借りてやるのはおかしい。政策の当否は事務監査請求でやるべき。財務会計上の義務違反はない等々。本論に入ることを拒む姿勢で、論理的でないと感じた。次回2月17日裁判では治水上必要であると原告はパワーポイントで陳述する予定。(中村記)

【栃木の会】対県知事訴訟第5回では、原告側が対象となる財務会計行為の違法性について述べた。今後はダム毎に順次、違法性を立証していく。まず次回3月9日(木)10時には、ハッ場ダムの違法性を具体的に補充する書面を出す予定。対宇都宮市長訴訟では、水余りなのに政策の見直しをまともにせず利水事業に参加していることを指摘し、複雑な財務会計の流れを主張して欲しいと求めた。次回は3月1日(水)10時。(葛谷)

【埼玉の会】11月30日、原告の河登氏が、かつて観光名所だった三波石峡を台無しにした下久保ダムを「悲しい実験」と断じ、同様のことを繰り返すハッ場ダムは不要であると陳述した。被告側から提出された利水問題に関する準備書面に対し南雲弁護士が、農業用水転用水利権の法的根拠を明らかにし、非かんがい期の水利権の内容及び暫定水利権の定義について説明を求め、本題に踏み込んだ。次回は1月25日午前11時半。(藤永)

【東京の会】12月12日(月)は弁論準備。原告・被告13人ずつが狭い会議室に入ってディスカッション。裁判所から『財務会計行為と原因行為についての双方の主張を整理した表』が提出される。裁判長からは被告に、「納付通知が著しく間違っていれば、争点になるのでは?」という突っ込みがあり、被告は返答に詰まっておろおろ。原告からも「早く訴状の認否を行え!」と追及する。次回2月16日(木)も弁論準備だが、ここは一気に攻めたい。(田巻)

【茨城の会】12月13日(火)第5回裁判。今回は被告側の裁判棄却要求に対する原告側の反論。先ず原告神原晴美氏が立ち「私たちは司法に望みを託している。この国の民主主義を信じたい」と陳述。次いで谷萩弁護士が被告の主張に逐条的に反論。「次回は治水準備書面を提出する」と結んだ。それを受け裁判長は「次回は治水ですね」と語り、本論に入ることを示唆した。言葉の力を実感した裁判だった。2月28日(火)11時30分茨城は本論に入る。(神原)

【群馬の会】第5回裁判が12月16日に行われ、原告12名出席、今回は原告側から準備書面(2X3)を提出、県企業管理者がダム使用権設定申請を取り下げない行為は財産の管理を怠る事実であること、ハッ場ダムに関する県の公金支出は違法な財務会計行為であり本訴訟は適法な住民訴訟であることを主張、今後、ダムの不要性・有害性について主張立証を補充することになり、次回2月10日13:30～の第6回で本論に入る予定。(真下)

【群馬県長野原町の今】年末に内示された財務省原案でハッ場ダム事業06年度予算額は356億8900万円。ダム予定地では、国交省が造成中の代替地の購入希望者が少なく、造成計画は大幅縮小の見込み。発破作業で生態系の頂点に立つクマタカは姿を消したが、地質上の問題で道路、鉄道等の周辺工事は難航し、本体着工のメドは立っていない。予算消化、工事進捗状況から見て2010年度完成は難しく、近い将来、工期延長は必至の情勢。(ハッ場ダムを考える会)